浜　健　障　号　外
令和４年８月３１日

新型コロナウイルス感染症に関する柔軟な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症予防、拡大防止のため、人員配置、定員超過、在宅支援等の柔軟な取扱いを可能としています。

柔軟な取扱いをした案件について、実地指導において確認してまいります。

つきましては、令和２年３月以降に柔軟な取扱いにより対応した案件がある事業所は、関係資料（柔軟な取扱いにより対応したことの分かる記録等）に付箋をつけるなど、実地指導当日に確認できるように準備をお願いいたします。

担　当　浜松市障害保健福祉課
　　指導グループ
電　話　053-457-2860